

GCC（湾岸協力会議）特許制度の紹介

佐藤 公美子*

抄録 日本企業の湾岸協力会議（GCC：Gulf Cooperation Council）諸国への投資が近年増加する中、日本企業に所属される多くの方がGCC特許制度に関心を持ち始めていると思われます。

そこで、最近GCCの特許制度に携わり始めた方にもご理解いただけるように、GCC特許制度についてQ&A形式で概要をまとめました。初めてGCC特許制度に接する方に参考にしていただき、GCC特許制度の概略を把握していただければ幸いです。

1. 制度概要

Q 1 湾岸協力会議（以下、GCC）とはどのようなものですか？

A 1 バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）の6カ国から成る地域協定です。1981年5月、サウジアラビアのリヤドにおいて締結した合意により成立しました。加盟国間の経済・金融・商業・関税・教育・文化・政治・法律・行政等に関する類似の制度の採用、加盟国間の統一に至る協調、地域人民相互の結びつき強化、などをその目的としています。

Q 2 GCCにおける特許規則とはどのようなものですか？

A 2 1992年12月開催の第13回GCC首脳会議において、GCC特許規則が可決し、GCC特許庁が設置されました¹⁾（本部はサウジアラビアのリヤド）。改正規則は、2000年8月16日に発効しました。

Q 3 GCC共通特許制度とはどのようなもののでしょうか？

A 3 域内外出願人が一度の特許出願で6カ国すべてのGCC加盟国における特許保護を受けることが可能となる制度です。GCC特許規則は、発明の保護のみを規定し、意匠又は実用新案に対応する制度は存在しません。また商標については、現在、統一商標法の批准に向けた手続きが進められていますが、これは各国の法律の調和を図ることを目的としたものであり、施行後も加盟国ごとに個別に出願を行う必要がある点で特許の場合とは異なります。

Q 4 GCC特許庁ではどのような業務がされているのでしょうか？

A 4 GCC特許庁の業務は、GCC特許出願の受理、審査及び公告、権利の発行、特許登録簿の管理及びこれらに付随するあらゆる機能を果たします。ただし、審査に関しては、他の特許庁、特にオーストラリア及びオーストラリア等と協力し、これらの提携特許庁に特許審査業務のおよそ80%を委託しています。

* 日本貿易振興機構（ジェトロ） Kumiko SATO

Q 5 GCC特許庁における出願件数及び登録数はどの程度でしょうか？

A 5 2007年10月末時点で累計9,395件の出願があり、483の権利が登録されています。また、その数は年々増加しています(表1参照)。

表1 GCC特許庁の出願数と登録数の推移

年	2004	2005	2006	*2007
出願数	1,037	1,465	1,900	1,852
登録数	62	78	158	155

(出典：GCC 事務局ホームページ)²⁾

*2007年10月31日現在

2. 特許出願

Q 6 日本企業が特許出願する場合、願書、明細書(特許請求の範囲を含む)、必要な図面、要約書以外にどのような書類が必要ですか？

A 6 願書を補うため、願書提出日から3ヶ月以内に委任状、譲渡証、会社設立証書を提出する必要があります。

Q 7 特許要件にはどのようなものがありますか？

A 7 ①新規性、②進歩性、③産業上の利用可能性が要件となります。ただし、イスラム法又は、GCC加盟国において適用する公の行動規範に反するものであってはならないとされています。ここで産業上利用可能とは、何らかの種類の工業、農業、漁業又はサービスにおいて生産されるか使用される可能性がある場合を指します。

Q 8 発明の対象外となるものにはどのようなものがあるのでしょうか？

A 8 ①単なる発見、科学理論、数学的方法及びコンピュータプログラム、②計画、規則、事業の実施方法、純粋な精神活動の遂行又は、遊技、③植物品種、動物品種、又は、植物若しくは動物を生産するために用いられる生物学的方法(ただし、微生物学的方法及びそれによる製品は除く)、④人又は動物の身体の外科治療又は診断の方法、及び人又は動物の身体について用いられる診断方法(ただし、これらの方法において用いられる製品を除く)があります。

Q 9 出願人がGCCの非居住者である場合でも出願手続きを行えるのでしょうか？

A 9 はい。ただし、出願人がGCC居住者ではない場合、当該出願人は、当該出願人を代理するためにGCC居住者である登録代理人を任命する必要があります。

Q 10 出願書類の言語は、英語でも良いのでしょうか？

A 10 出願は、アラビア語で行い、明細書、クレーム、図面、要約の英訳の添付が必要となります。また、願書の添付資料も英語で記載されていた場合、全てアラビア語翻訳を添付し、また、その他の言語で記載されていた場合には、アラビア語と英語の翻訳の添付が求められます。

Q 11 審査はどのように行われるのでしょうか？

A 11 GCC特許庁にて方式審査を行い、問題がなければ、実体審査を行うために、明細書をオーストラリア(又はオーストラリア)特許庁等に送ります。この段階で審査手数料納付の通知がされ、通知から3ヶ月以内に手数料を支払う必要があります。審査手数料を納付しない限り、審査のために明細書を送ること

はありません。

Q 12 方式審査はどのように行われるのでしょうか？

A 12 方式審査によって、法令に定める条件が満たされていないことが判明した場合、出願人に対し、その通知から3ヶ月以内に出願要件を満たすよう要請があります。指定期間内にこれを行わない場合、その出願は無効になります。

Q 13 実体審査から特許付与までの流れは、どのようになっているのでしょうか？

A 13 実体審査により出願が特許規則及び細則に定める条件を満たしていると認められた場合、特許付与の決定、登録簿への記載、公告が行われます。公告の日から3ヶ月以内に異議申し立てがなければ、特許証が交付されます。

Q 14 出願費用の他、どのような費用が発生するのでしょうか？

A 14 特許の付与及び公告、年金、特許出願の補正又は追加、年間特許料の支払い遅延による追加的料金、出願についての権利の移転又は特許所有権の変更、強制実施権許諾の申請他、第30条に定める行為を行う場合、所定の手数料の納付が必要となります。その金額は、施行規則に規定されています。

Q 15 GCCとして特許協力条約（PCT）やパリ条約を締結しているのでしょうか？

A 15 GCCは、特許協力条約（PCT）、パリ条約の何れも締結していません。しかし、GCC特許庁は、優先権に関するパリ条約のルールを尊重しており、GCC出願においては、パリ条約の締結国と同様に、先の加盟国出願に基づいた優先権の主張が可能となりま

す。また、PCTは、アラブ首長国連邦、オマーン、バーレーン、パリ条約は、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、バーレーンがそれぞれ締結しています。

3. 特許権

Q 16 特許権の権利期間は何年ですか？

A 16 出願日から20年間です。権利維持のための年金は、出願日の翌年以降、毎年年初から3ヶ月以内に納付しなければなりません。90日以内であれば、期限経過後の納付も認められますが、この場合、追加手数料が発生します。また、失効した場合の特許権を回復するための規定は存在しません。

Q 17 発明の実施とはどのような行為をいうのでしょうか？

A 17 物の発明の場合、その物の製造、使用、輸入、販売又は販売のための展示を指します。工業的方法または製造方法の発明の場合、特許権者は、その方法を使用する行為に加え、当該方法により製造された製品にも同一の権利を有することになります。

Q 18 特許権の実施権許諾や譲渡について教えてください。

A 18 特許権は、他者に対する実施権許諾、相続による移転、譲渡が可能です。実施権の設定は書面にて行い、GCC加盟国のいずれか1カ国の当局による認証が必要となります。また、特許権者は、実施許諾契約に別段の記載がない限り、自らの利用、同一の特許について別の実施権の許諾が可能です。なお、実施権者には、実施権許諾契約に明記がない限り、特許所有者より与えられた権利の譲渡は認められません。

Q 19 特許権の取得後、実施をせずに権利を保持し続けることはできるのでしょうか？

A 19 特許権者は、特許付与から3年以内に特許権の対象である発明を「十分に」実施しなければなりません。十分に実施されないうまま、3年の期間が経過した場合は、一定の条件に従い、強制実施権が許諾されることになります。

Q 20 強制実施権とはどのようなものですか？

A 20 専用権でないこと、国内市場の需要を満たすために許諾されるものであること等、GCC特許規則第19条に規定される要件を満たすものです。

Q 21 職務発明に類する規定はあるのでしょうか？

A 21 特許についての権利は、発明が、発明能力の行使に関する契約又は発明能力の行使についての約束の実行の結果である場合、雇用者に譲渡されます。また、発明者がその雇用を通じて利用の提供を受けた施設、手段又は情報を利用しなければ、係る発明を達成できなかったことを雇用者が立証した場合、係る権利は、雇用者に譲渡されます。「相当の対価」に当るものとして、従業員は、契約や義務の状況に照らして委員会によって査定される特別の報酬を受け取る権利を有します。雇用契約終了後2年以内に従業員である発明者により行われた特許出願は、同人の雇用中に出願されたものとみなされます。

Q 22 GCCにて特許紛争を扱う司法機関にはどのようなものがあるのでしょうか。

A 22 次の2つの方法があります。

(1) GCC特許委員会

GCC特許規則に基づいて設置された準司法的機関であり、手続き的側面及び実体的側面(特許性など)をめぐる出願人と特許庁との紛争を審理します。審査官の決定に対する審判請求は、GCC特許委員会に行います。また、委員会は、侵害訴訟や異議申し立てなど、第三者が関与する紛争は扱いません。

(2) GCC諸国の国内裁判所

第三者が関与する紛争は、国内裁判所にて審理します。従って、侵害訴訟及び異議申立手続きは、裁判管轄権を有する国の裁判官が審理します。管轄は、訴訟原因がどこに由来するか、また、被告の住所に応じ、GCC加盟国の何れかの裁判所になります。

Q 23 GCC特許庁とオーストラリア特許庁との覚書(MoU)とは、どのようなものですか？

A 23 オーストラリア特許庁は、GCC特許庁の要請に応じ、GCC特許庁に行われた特許出願につき、以下の報告書の作成を約束しました。

- (1) 「書誌」調査報告書
- (2) 「新規性」調査報告書
- (3) 審査報告書
- (4) 「実体審査評価」報告書

書誌調査とは、先行する調査結果を探すための調査を言います。新規性調査は、PCT国際調査の新規性にかかわる部分に相当し、また、審査はPCT国際予備審査に相当します。評価は、上席審査官による監督に類似し、GCC特許庁が行った審査について行われます。

4. おわりに

本稿は、「特許庁委託事業 模倣対策マニュアル中東編」³⁾(日本貿易振興機構(ジェトロ)発行)の情報を中心に取りまとめたものです。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

初めてGCC特許制度に接する方に参考にしていただき、GCC特許制度の概略を把握する一助としていただければ幸いです。

更に、GCC特許制度の詳細について関心を持たれた方は、同マニュアルをご参照ください。

注 記

- 1) <http://www.gcc-sg.org/eng/index.php?action=Sec-Show&ID=62&W2SID=3439>
- 2) <http://www.gcc-sg.org/eng/index.php?action=Sec-Show&ID=248>
- 3) http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ip/pdf/2009_mohou.pdf

(原稿受領日 2010年 5月13日)

